

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース NO.79

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

平成 29 年度 消費者月間統一のテーマ

行動しよう 消費者の未来へ



毎年 5 月は消費者月間です。昭和 43 年 5 月 30 日に消費者保護基本法（消費者基本法の前身）が施行されたことから、その施行 20 周年を機に昭和 63 年から毎年 5 月を「消費者月間」とし消費者問題に関する啓発・教育等の事業が全国各地で行われています。北海道立消費生活センターでも、消費者月間に合わせて催し物を開催します。

5/ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

第 1 回くらしのセミナー 「あなたも狙われているかも？」 ～最近の消費生活相談の事例から～

日時：平成 29 年 5 月 24 日（水）13:00～15:00
会場：北海道立消費生活センターくらしの教室
定員：60 名（先着順）無料

訪問販売お断りステッカーを全員にプレゼント
内容：北海道立消費生活センターの主任消費生活相談員が、最近多く寄せられるネットトラブル事例や悪質な訪問販売の事例等を紹介し、知っておくと頼りになる消費者保護制度等も幅広くお話しします。

悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン

日時：平成 29 年 5 月 30 日（火）10:00～15:00
会場：札幌駅前地下歩行空間（チカホ）
北大通交差点広場（東）
内容・実際の振り込め詐欺犯の肉声電話体験
・悪質な訪問販売の寸劇、かるた大会
・警察官の制服を着て写真撮影ができる
「ちびっ子ミニ制服着用体験コーナー」など。

スタンプラリーでグッズをプレゼントします。
是非ご参加ください。



悪質商法・特殊詐欺被害防止用 各種啓発グッズあっせんのご案内



（一社）北海道消費者協会では、被害防止用チラシなどの啓発グッズ（名入れ）を作成し、自治体の皆さまにご提案させていただいております。

チラシやポケットティッシュは街頭や各種イベント会場での配布用に、のぼりは幹線道路への掲出等にさまざまな場面での活用が可能です。

どうぞお気軽にお問い合わせください。

（教育啓発グループ **TEL:011-221-4217**）

啓発資材 携帯スマホカード 「スマホトラブル 188 番」を作成

スマホに係る消費者トラブルが深刻な状況にあることから、スマホケースに収められるカード「**スマホトラブル 188 番**」を作成しました。

- ・**ワンクリック請求** クリックしたら突然登録画面になり高額な料金を請求された。
- ・**ネットショッピング** ネット通販で無料と思い申し込んだが、後から料金を請求された。
- ・**オンラインゲーム** 未成年だがオンラインゲームで後から高額な請求が来た。
- ・**フリマアプリ** フリマアプリで新品の商品を申し込んだが届いたら傷物だった。

裏面をご覧ください。

特殊詐欺警報の発令期間（4 月 7 日～20 日）は終わりましたが引き続き注意が必要です。

特殊詐欺警報！

札幌市近郊で自宅等に現金を受取り
に来るオレオレ詐欺が多発中！

息子等の親族をかたり、

会社の金を紛失した と現金等を要求！



手口のポイント

- ・「**会社の現金（通帳、書類）が入ったカバン**を紛失し、**すぐに現金が必要**になった。」
- ・「**上司の息子（弟）**が取りに行く。」
- ・「**自宅やその周辺**で現金（キャッシュカード）を受け取る。」



息子さんの代わりに現金
を受け取りに来ました。



息子等の関係者でも、知らない人にお金を渡さないで！！

北海道警察